

指定居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(つくば市指定 第0872000518号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

居宅介護支援とは

- 契約者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等との希望をおうかがいして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
 - ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

*当サービスの利用は、
原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

☆☆ 目 次 ☆☆

1. 事業者.	1
2. 事業所の概要.	1
3. 事業実施地域及び営業時間.	1
4. 職員の体制.	1
5. 当事業所が提供するサービス利用料金.	3
6. サービスの利用に関する留意事項.	4
7. 虐待防止について.	4
8. 業務継続計画の策定.	4
9. 感染症予防について.	4
10. 苦情の受付について.	5
11. 付属文書.	6
12. 重要事項説明書別紙.	8

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 アイシーネット
- (2) 電話番号 029-896-5300
- (3) 代表者名 代表取締役 永田 靖夫
- (4) 設立年月 平成6年1月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 福祉サービス
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 アイシーネット介護センター
平成13年6月21日指定茨城県 第0872000518号
- (4) 事業所の所在地 茨城県つくば市柴崎1055
- (5) 電話番号 029-896-5300
- (6) 管理者名 西 直子
- (7) 当事業所の運営方針
事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に基づく介護サービスの提供を確保し、サービス業者及び介護保険施設との連絡調整その他の便宜の提供を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成13年7月20日
- (9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の業務もあわせて実施しています。
(訪問介護サービス) 平成13年 8月 1日
(介護福祉用具のレンタル) 平成13年10月 1日
(通所介護サービス) 平成21年 1月25日

3. 事業実施地域及び時間

- (1) 通常の事業の実施地域 (つくば市 土浦市)
- (2) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日～金曜日
受付時間 月曜日～金曜日 (9時～18時)
サービス提供 月曜日～金曜日 (8時30分～18時) フレックスタイム
年末年始休業 (12/30～1/3)

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	兼務	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1		1.0	1.0	管理職
介護支援専門員	3名以上				ケアプラン作成・調整

(管理者は介護支援専門員の重複資格所持者である。)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、契約者のニーズを踏まえつつ公正中立に居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対し説明し提供いたします。その際、特定の事業所に偏ることの無いよう複数の事業所の中から選んでいただき、契約者にサービスの選択を求めます。

《在宅アセスメント表（全社協）使用》

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。・介護支援専門員は利用者が訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ等、医療系サービスを希望する場合、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求めます。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービスの計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所		
	要介護度区分	
取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの取扱い件数が50件未満である場合	居宅介護支援費Ⅱ (i) 1,086単位	居宅介護支援費Ⅱ (i) 1,411単位
介護支援専門員1人に当りの取扱い件数が50件以上60件未満である場合	居宅介護支援費Ⅱ (ii) 527単位	居宅介護支援費Ⅱ (ii) 683単位
介護支援専門員1人に当りの取扱い件数が60件以上である場合	居宅介護支援費Ⅱ (iii) 316単位	居宅介護支援費Ⅱ (iii) 410単位

◎地域区分、つくば市10%、土浦市6%上乘せになります。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業所実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。また、駐車料金が発生する際は実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

該当するご契約者に対して別添にてご説明いたします。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 利用者が入院した際、利用者、家族より当該病院へ担当居宅介護支援専門員の所属事業所と氏名を通知することが義務付かれています。

入院された場合は病院関係者に上記をお伝えいただくとともに、当事業者にもご連絡ください。

7. 虐待防止について

・事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する窓口 管理者 西 直子

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を調整します。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するために研修を実施します。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会

（テレビ電話）装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） 管理者 西 直子

曜日	月曜日～金曜日	土日曜日祝祭日
受付時間	9時～18時	休業日

(2) 行政機関その他苦情受付機関

つくば市 保健福祉部高齢福祉課	所在地 つくば市研究学園1丁目1番地1 電話番号 029-883-1111 受付時間 8:30～17:15
土浦市 高齢福祉課	所在地 土浦市大和町9番1号 電話番号 029-826-1111 受付時間 8:30～17:15
茨城県 国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978番26 電話番号 029-301-1565 FAX 029-301-1580 受付時間 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 アイシーネット介護センター

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害の状況について確認し、補償内容については加入保険会社を交えた相互協議の上その内容を決定致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
介護事業者賠償責任補償

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日迄ですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

- (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）
契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。
その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）
以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

重要事項説明書別紙

この説明書別紙は、条項に基づき令和6年度介護保険報酬改定に伴い変更事項をご説明いたします。

- 1 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる。
- 2 利用者は入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供する。
- 3 居宅介護支援事業所における人材育成の取り組みを促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。
- 4 居宅介護支援サービスの利用料金について追記

* 初回加算	300 単位 / 月	新規・要介護状態区分2段階以上変更時
* 入院時情報連携加算 I	250 単位 / 月	入院した日のうちに情報提供
* 入院時情報連携加算 II	200 単位 / 月	入院した日の翌日又は翌々日に情報提供
* 退院・退所加算（入院・入所期間中に1回を限度とする）		
	カンファレンス無	カンファレンス有
連携1回	450 単位	600 単位
連携2回	600 単位	750 単位
連携3回		900 単位
* 緊急居宅カンファレンス加算	200 単位 / 回	（月2回限度）
* 通院時情報連携加算	50 単位 / 月	
* ターミナルケアマネジメント加算	400 単位 / 月	
* 特定事業所加算 I	519 単位 / 月	
特定事業所加算 II	421 単位 / 月	
特定事業所加算 III	323 単位 / 月	
特定事業所加算 A	114 単位 / 月	（厚生労働大臣が定める基準適合する場合）

令和6年4月1日作成